事　務　連　絡
令和８年10月21日

日本行政書士会連合会会長　殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長

在留資格「留学」から就労資格への在留資格変更許可申請を行う場合の留意点等に関する周知について（依頼）

平素より、出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

例年、年末から年度末にかけて在留資格「留学」で在留する外国人から本邦での就労を希望する旨の在留資格変更許可申請が集中するところ、本年も引き続き、出入国在留管理庁ホームページにおいて、４月１日から就労を希望する場合は、前年１２月１日から１月末までの間の早期申請を促す旨を掲載しております（https://www.moj.go.jp/isa/10_00240.html）。

つきましては、貴会会員の皆様方への周知につき御協力のほどよろしくお願いいたします。

本件について、会員の皆様において御不明な点等がございましたら、最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

添付物
周知用リーフレット　１部